

コーポレートガバナンス基本方針

ダイト株式会社は、当社および当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するためには、株主をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働と有効なコーポレートガバナンスの構築が基盤になると考えており、継続的にこれらを充実するよう取り組むことを目的として、本基本方針を定めるものであります。

第1章 総則

第1条（コーポレートガバナンスの基本的な考え方）

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公平性を確保します。同時に迅速・果敢な意思決定により安定かつ活力ある経営を確立してまいります。その基盤となるコーポレートガバナンスについては次の基本的な考えに沿ってその充実に取り組んでまいります。

- 1) 当社は、株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の平等性の確保に努めてまいります。
- 2) 当社は、株主以外のステークホルダーの権利・立場を尊重し、それらのステークホルダーとの適切な協働を図り、健全な企業文化・企業風土の醸成に努めてまいります。
- 3) 当社は、非財務情報を含む会社情報の開示を重要な責務であると認識し、ディスクロージャー・ポリシーを定め、株主をはじめとしたステークホルダーへ公正かつ適時・適切に開示し、企業経営の透明性の確保に努めてまいります。
- 4) 当社は、取締役会が中心となり効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現します。それを通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をめざしてまいります。
- 5) 当社は、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で積極的かつ建設的な対話を行ってまいります。

第2章 株主の権利・平等性の確保

第2条（株主総会）

当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、積極的な情報公開および円滑な議決権行使のための環境整備に努めてまいります。

第3条（株主の平等性の確保）

当社は、株主の平等性が確保されるように少数株主の権利の確保および権利行使に係る環境の確保について、十分に配慮してまいります。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

第4条（株主以外のステークホルダーの利益保護）

- 1) 当社は、自らが担う社会的責任の考え方を常に念頭に置き、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主以外の様々なステークホルダーとの適切な協働に努めてまいります。
- 2) 取締役会は、「役員行動規範」等を定め、これらステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に積極的に取り組んでまいります。

第5条（内部通報制度）

当社は、法令違反行為等が発生した場合に迅速かつ適切に対応するため、社内の報告体制とは別に、監査等委員である独立社外取締役を内部通報窓口としたコンプライアンス体制を構築しております。同時に当社は報告を行った者が不利益な取扱いを受けることがない旨を取締役会において決議し、通報者が保護される体制を整備しております。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

第6条（情報開示の方針）

- 1) 当社は、会社法、金融商品取引法その他諸法令ならびに東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める会社情報の適時開示に関する規定（以下、「適時開示規則」という。）に従って情報開示を行います。投資判断に重要な影響を与える決定事実、発生事実、決算に関する情報が生じた場合には、適時開示規則の基準に沿って迅速に開示するとともに、適時開示規則に該当しない場合であっても、株主等ステークホルダーが当社を理解する上で必要であると判断した情報につきましては、開示を行います。
- 2) 当社は、情報開示を常に適正な基準、方法および体制で実行するために、ディスクロージャー・ポリシーを定めた上で情報管理責任者を設置し、迅速、正確かつ公平な情報開示を行うことができる体制を構築しております。

第5章 取締役会等の責務

第1節 取締役会および取締役

第7条（取締役会の役割）

- 1) 取締役会は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をめざしてまいります。
- 2) この目的を達成するために、取締役会は経営の基本方針として企業戦略等の方向性を示し、代表取締役による適切なリスクテイクを支える環境整備を行います。取締役会は業務執行を行うことを代表取締役および業務執行取締役に委ね、独立社外取締役を中心とした客観的な立場からその結果を評価し、人事に反映させることで、それらの業務執行を監督してまいります。

第8条（取締役会の構成）

- 1) 当社の取締役会の人数は、定款で定める員数である15名以内（内、監査等委員である取締役の員数5名以内を含む。）とし、そのうち2名以上を独立社外取締役とします。
- 2) 当社は、取締役候補者を決定するに際し、幅広い業務領域において各事業分野の経営に強みを発揮でき、かつ、経営管理に適した人材のバランスに配慮し、優れた人格、見識、高い倫理観を有している者をその候補者とします。

第2節 監査等委員会

第9条（監査等委員会の構成等）

- 1) 監査等委員会の委員は3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役とします。
- 2) 監査等委員である取締役のうち最低1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者を選出します。
- 3) 監査等委員会は、取締役会からの諮問を受けて、会社の業績等の適正な評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続きに従い検討し、答申を行います。

第3節 執行役員制度

第10条（執行役員の役割等）

- 1) 当社は、経営と執行の適切な役割分担を図るため執行役員制度を導入しています。
- 2) 執行役員は、経営方針に則った戦略策定ならびに適法・的確な意思決定を行い、重要な業務執行の状況および結果を取締役に報告するとともに、案件の重要性によっては取締役会に付議提案を行います。

第6章 株主との対話

第11条（株主との建設的な対話）

- 1) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会以外の場においても、株主との間で建設的な対話を持つように努めてまいります。
- 2) 当社は、こうした対話を通じて株主の関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を継続的に行ってまいります。

制定 平成28年1月15日

附則

本基本方針の制定・改廃については、取締役会が決定する。

以上